

処分庁 大阪府

処 分 の 種 類	業務停止処分(30日間) 業務停止期間:令和2年3月12日～令和2年4月10日
処 分 年 月 日	令和2年2月27日
商 号 又 は 名 称	株式会社山仁不動産 (法人番号5120001116588)
代 表 者	孫 仁吉
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(3)第53275号 平成29年6月27日
主たる事務所の所在地	大阪市中央区
処 分 等 の 理 由	<p>被処分者は、令和元年11月22日に宅地建物取引業法(以下「法」という。)第64条の2第1項の規定による国土交通大臣の指定する公益社団法人不動産保証協会の会員の地位を失ったため、同日から一週間以内に法第25条第1項から第3項までの規定により、営業保証金を供託しなければならないにもかかわらず、これを行っていない。</p> <p>このことは、法第64条の15前段に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>